

道路管理に関する懇談会開催要綱

第1 目的

平成28年8月からの一連の台風等を踏まえ、平成28年度道路管理に関する懇談会を設置し、道路管理の充実強化の取組みの意見を受けて取組みを進めているが、その効果の検証と昨年9月に発災した北海道胆振東部地震を踏まえ、必要な方策を検討するため、専門分野（交通工学、地理情報科学、防災工学、気象、道路維持管理等）の有識者による道路管理の充実強化に向けた検討を行うため、道路管理に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

第2 議題

懇談会の議題は、次のとおりとする。

- ・「平成28年度道路管理に関する懇談会」の意見に基づいた取組みの進捗状況
- ・平成30年7月に発生した豪雨災害における対応状況の検証と新たな課題の抽出
- ・平成30年9月に発生した地震災害における対応状況の検証と新たな課題の抽出
- ・検証の結果と抽出された課題に基づいた取組み内容の見直し

第3 構成

- (1) 懇談会は、委員6名をもって構成する。
- (2) 委員は、有識者の中から建設部長が選定する。

第4 運営

- (1) 懇談会は、必要に応じて建設部長が招集し、主催する。
- (2) 懇談会に座長を置き、建設部長が指名する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 建設部長が特に必要があると認めるときは、委員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5 報償費等

- (1) 会議及び現地視察の実施に対し、道は委員に報償費及び旅費を支給する。なお、第4（4）で出席を求めた委員以外の者についても同様とする。
- (2) 報償費及び旅費の額は、北海道特別職職員給与等に関する条例第6条別表2に定める額に準じた額とする。

第6 その他

- (1) 懇談会の事務は、建設部建設政策局維持管理防災課において行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。